

Case : 228

床面とベースのわずかな段差につまづき、転倒しそうになる

場面の説明

ベッドへ戻ろうとした際、床置き形手すりのベースにあるわずかな段差につまづき転倒しそうになった



利用シーン	 起居・就寝  立ち座り  移動  夜間
主な利用場所	 寝室  段差・縁石
介護保険の種目	 手すり
分類コード (CCTA95)	123009 (床置き式起き上がり用手すり)
介護テクノロジー	—
二次元バーコード	

解説

特にすり足の高齢者の場合、ほんの2～3cmの段差でも足を引っかけてしまうことがあります。また、白内障など視覚の障害が起因して、段差を確認しづらい場合もあります。いずれにしても、段差を認識しやすい工夫をすることで、安全を高めることが可能です。

参考要因（要因の例であり、これだけが正解ということではありません）

- 人：すり足で歩いていた
- 人：段差があることに気づいていなかった
- モノ：注意表示がなかった
- モノ：視力が衰えた利用者にはベースが見えづらい色だった
- 環境：部屋が暗くて足元が見えなかった

日付：	所属：	氏名：
-----	-----	-----

Case : 228

床面とベースのわずかな段差につまづき、転倒しそうになる

事例詳細



回答前に見ないこと

場面の説明

ベッドへ戻ろうとした際、床置き形手すりのベースにあるわずかな段差につまづき転倒しそうになった



どのような要因が考えられますか？	どのような対策が必要でしょうか？
人（本人・介護者・関係者）の要因	
モノ（福祉用具）の要因	
環境の要因	
管理の要因	

メモ